

運 営 規 程

訪問看護ステーション晴るいろ

事業者名：株式会社 ReSeraph

事業所名：訪問看護ステーション晴るいろ

所在地：京都府木津川市相楽神後原 57-1
ブルグ藪内 2 号館 4 0 1

電話番号：0744-46-8332

FAX 番号：0744-46-8333

令和 8 年 9 月 1 日 施行

訪問看護ステーション晴るいろ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 ReSeraph（以下「事業者」という。）が開設する訪問看護ステーション晴るいろ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令、介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）及び同条例施行規則（平成24年京都府規則第42号）、介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年

京都府条例第 28 号）及び同条例施行規則（平成 24 年京都府規則第 43 号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号）等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

5 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション晴るいろ
- (2) 所在地 京都府木津川市相楽神後原 57-1 ブルグ敷内 2 号館 401
- (3) 電話番号 0744－46－8332
- (4) FAX 番号 0744－46－8333

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤・専従）

ア 管理者は、保健師、助産師又は看護師であって、適切な指定訪問看護等を行うために必要な知識及び技能を有する者とする。

イ 管理者は、事業所の従業者の管理、指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

ウ 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の看護職員としての職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師） 常勤換算方法で2.5名以上（うち1名は常勤の保健師、助産師又は看護師であって、管理者を兼ねることができる。）

看護職員は、主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るため、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うとともに、訪問看護計画書、訪問看護報告書その他必要な書類の作成、主治の医師との連絡調整等に従事する。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実情に応じた適当数

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、看護職員の代わりに訪問させる必要があると認められる場合に、訪問看護計画書に基づき、その目的を達成するためのリハビリテーションを中心とした指定訪問看護等を行う。

- (4) 事務員 必要に応じて配置する

事務員は、利用者及びその家族からの相談並びに苦情の受付、関係機関との連絡調整その他の事業所の運営に関する事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) サービス提供日時 原則として営業日及び営業時間内とする。ただし、利用者の状態及び家族等の状況に応じて、営業日及び営業時間以外においてもサービスの提供を行うことがある。
- (4) 前各号のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護等の内容）

第6条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身

の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 精神科領域疾患を有する利用者の看護
- ⑧ 認知症患者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置
- ⑫ 利用者の家族に対する療養上の相談・助言及び支援

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第7条

1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合

に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 健康保険法その他の医療保険各法に基づく指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」（平成20年3月5日厚生労働省告示第67号）により算定した額から、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額とする。

なお、公費負担医療制度その他の法令により利用者の負担額が定められている場合は、当該法令の定めるところによるものとする。

4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

5 前各項に定めるもののほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 「厚生労働大臣の定める指定訪問看護等」（平成12年3月厚生省告示第169号）に定める指定訪問看護に係る特別の料金（利用者の選定に基づき提供される場合に限る。）

(2) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要する交通費

(3) 死亡後の処置に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定訪問看護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

6 指定訪問看護サービス、指定介護予防訪問看護サービスをキャンセルした場合のキャンセル料は、徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 京都府木津川市の全域
- (2) 京都府相楽郡精華町の全域
- (3) 京都府京田辺市の全域
- (4) 京都府城陽市の全域
- (5) 京都府綴喜郡井手町の全域
- (6) 京都府綴喜郡宇治田原町の全域
- (7) 京都府相楽郡笠置町の全域
- (8) 京都府相楽郡和束町の全域
- (9) 京都府相楽郡南山城村の全域
- (10) 奈良県奈良市の全域
- (11) 奈良県生駒市の全域
- (12) 奈良県大和郡山市の全域

(サービスの提供方法)

第9条 指定訪問看護等の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の主治の医師が交付した訪問看護指示書により計画書を作成し、利用者又はその家族に説明し、その同意を得たうえで、当該計画書に基づき指定訪問看護等を実施する。
- (2) 利用者又はその家族から当事業所に直接依頼があった場合は、利用者の主治の

医師に訪問看護指示書の交付を求める。

(3) 利用者に主治の医師がない場合は、当事業所から指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地区医師会等の関係機関と調整し対応する。

(4) 訪問看護報告書を作成し、主治の医師に提出するとともに、適時、訪問看護指示書の交付を受ける。

(緊急時等における対応方法)

第10条

1 看護師等は、現に指定訪問看護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、必要な指示を求めるとともに、必要に応じて臨時応急の手当を行うほか、家族、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者等への連絡を行い、適切な措置を講ずるものとする。主治の医師への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治の医師に報告するものとする。

3 事業所は、前各項の緊急時等における対応方法について、あらかじめ利用者及びその家族に対し説明するものとする。

4 事業者は、緊急時対応マニュアルを定めるとともに、職員に周知徹底し、必要な研修等を実施するものとする。

(身分証等の携行)

第11条 看護師等は、訪問時に身分証を常に携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも提示するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上及び新規採用時）実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 苦情解決体制を整備すること。
- (6) その他虐待防止のために必要な措置を図ること。

2 事業所の従業者は、サービスの提供中に当該事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第13条 事業者は、指定訪問看護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

さらに、当該緊急やむを得ない理由については「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つを満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくものとする。

（職場・利用者におけるハラスメント対策）

第14条

1 事業所はハラスメント対策のための対応を、以下の通りとする。

(1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護などの就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し必要な措置を講じる。

(2) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。相談対応のための担当者や窓口を定め、従業員に周知する。

2 利用者又はその家族等による、暴言、暴力、威圧的言動、過度な要求、セクシュアルハラスメントその他これらに類する行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）により、従業者の就業環境が害されるおそれがある場合、事業所は必要な対応を行う。

(1) 前項の行為が認められた場合、事業所は、サービス提供の制限、中止又は契約の解除を行うことができる。

(2) 事業所は、従業者の安全確保を最優先とし、必要に応じて警察その他関係機関と連携するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条

1 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条

1 事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(苦情処理)

第17条

1 事業者は、提供した指定訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置するものとする。

- (1) 苦情処理担当者 中田 秀治（管理者）
- (2) 受付時間 営業日の午前8時30分から午後5時30分まで
※電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする
- (3) 電話番号 0774-46-8332
- (4) F A X 番号 0774-46-8333

- 2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供した指定訪問看護等に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、提供した指定訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、当事業所の苦情窓口のほか、次の各号に掲げる行政機関等の苦情・相談窓口を利用者及びその家族に周知するものとする。

(1) 木津川市健康福祉部社会福祉課

T E L : 0774-75-1211

木津川市健康福祉部高齢介護課

T E L : 0774-75-1213

(2) 京都府山城南保健所

T E L : 0774-72-4300

(3) 京都府国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情処理委員会）

T E L : 075-354-9090

(4) 京都府高齢者支援課

T E L : 075-414-4571

(事故発生時の対応)

第 18 条

- 1 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。このため、損害賠償責任保険に加入するものとする。
- 4 事業者は、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずるものとする。

(秘密保持等)

第 19 条

- 1 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約等において必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条

- 1 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、指定訪問看護等の提供以外の目的では原則として利用しないものとする。

3 事業者は、従業者に対し、個人情報保護に関する研修を実施するものとする。

(暴力団員等の排除)

第 2 1 条

1 事業所において、事業者の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員であってはならない。またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

2 事業所は、その運営について、京都府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等の支配を受けないものとする。

(従業者の研修等)

第 2 2 条

1 事業者は、看護師等の資質の向上を図るため、次の各号に掲げる研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 3 回以上（外部研修への参加を含む。）

2 事業者は、看護師等の心身の健康管理に留意し、適切な業務遂行のための環境を整備するものとする。

(掲示等)

第 2 3 条

1 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者の指定訪問看護等の選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 事業者は、原則として、前項の重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(記録の整備)

第24条

1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 主治の医師による指示の文書（訪問看護指示書）

(2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書

(3) 訪問看護報告書

(4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録（訪問看護記録書）

(5) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 市町村への通知に係る記録

(7) 苦情の内容等の記録

(8) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第25条

1 事業者及び事業所は、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるものとする。

2 事業者及び事業所は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの

（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるものとする。

（会計の区分）

第 26 条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護等の事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 27 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

以 上